

国立研究開発機関の創設へ来年法案提出か！

新聞によると、海江田万里・科学技術政策担当相兼宇宙開発担当相は10月5日、国の研究開発をトップダウンで進める「国立研究開発機関（仮称）」を創設する法案を来年の通常国会に提出する考えを明らかにした。以下、朝日新聞の記事を転載します。

理化学研究所や宇宙航空研究開発機構など国の研究開発に関連する独立行政法人は38に上る。これらを再編し、国の意思をより直接的に反映させることが出来る新組織への移行が念頭にありと見られる。一方、海江田担当相は「研究開発は単年度で成果が出るものではなく、公務員に準じるという賃金体系も研究開発を担う組織にふさわしいとはいえない」などと独法の問題点を挙げ、「もう少し柔軟性を持たせたほうがいい」と語った。具体像として、国の研究開発のあり方を検討してきた政府のチーム（主査：鈴木寛文部科学副大臣ら）が4月にまとめた報告書に盛り込まれた「国立研究開発機関」を挙げた。

一方で行政刷新会議が進める独立行政法人の見直し作業とのすり合わせが必要になるとの考えを示したが、「来年の通常国会にギリギリ間に合うと思っている」と話した。

<< 労働時間管理を適正に行いましょう >>

労働時間管理はリシテアで行っていますが、超過勤務を行った場合の時間管理は適正に行われていますか。「自己研鑽」や「自己啓発」などが連日の入力となっていないませんか。入力について職場でおかしな「指示」などはありませんか。超勤をした場合は適正な業務内容を入力しましょう。

個人署名・アンケートに、ご協力を！！

特殊法人労連等から個人署名の協力要請がありました。署名用紙は支部・分会を通じて配布します。締切りは、いずれも11月19日としますのでご協力をお願いします。

1. 安心・信頼の年金制度と国の直接運営を求める請願
2. アンフィニを解雇された女性7名の正社員雇用を求める請願
3. 社会保障としての国保制度の確立を求める請願署名
4. 後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療を求める請願署名
5. 国・自治体の責任ですべての子どもによりよい保育の保障と子育て支援を求める請願書

「福利厚生問題等に関するアンケート」を回収中です。支部・分会での回収にご協力をお願いします。1次集約日を10月15日としていますが、2次集約を10月末まで設けます。

独法雇用・能力開発機構の廃止法案を 菅民主党連立内閣が閣議決定

特殊法人労連が抗議声明を発表

「能開機構廃止法案」の閣議決定に対する幹事会声明

2010年10月12日

特殊法人労連幹事会

1、本日、政府は、国の職業訓練事業の縮小・地方移管と独立行政法人職員の雇用に重大な問題を及ぼす、独立行政法人雇用・能力開発機構廃止法案（能開機構廃止法案）を閣議決定した。

菅直人首相が民主党代表選挙で「雇用・雇用・雇用」と、雇用を守ることが喫緊の課題であるところを強調しながら、その菅政権が、雇用拡大に結び付く公共職業訓練を縮小し、独立行政法人職員の雇用を脅かすことは、自らの政策を反故にするものであり、断じて許されない。

特殊法人労連は、国が独立行政法人を廃止して職員を解雇する仕組みを初めて導入することに、満身の怒りをもって抗議するものである。

2、能開機構廃止法案は、公的事業の解体・縮小法案である。一部の事業を地方移管としているが、手を上げている自治体は皆無に等しい。特殊法人労連の自治体アンケートでも「職業訓練施設の廃止は考えられない」（盛岡市）、「財政の問題等もあり、移管は難しい」（山口市）等、不安の声が多い。そして、「国は責任を持って職業訓練を引き続き実施していただきたい」（岡山県）と国の責任での職業訓練を求めている。自治体移管は、ひっ迫する地方財政を棚上げにした、机上の計画である。

日本国憲法27条の勤労権を保障するために、雇用保険法、職業訓練法、雇用対策法が施行され、能開機構の職業訓練事業もその一環である。能開機構は全国に73か所の職業訓練施設を擁し、主に離職者の職業訓練を行い、自前では職業訓練を行えない中小企業に人材を提供してきた。厳しい雇用情勢の中、たとえば離職者訓練では訓練終了者の就職率は7～8割と高く（厚生労働省独立行政法人評価委員会「20年度の業務実績の評価結果」）、事業の充実こそ求められている。

さらに、能開機構廃止法案は、「解雇」法案そのものである。法案は、「職員の労働契約を除き、その一切の権利及び義務は、承継計画書において定めるところに従い、2つの法人に引き継ぐ」として、能開機構職員約3600名をいったん解雇し、採用の基準に基づいて名簿を作成、選別採用し、不採用となった者の再就職は努力するとしている。国鉄分割民営化・社会保険庁分限免職と同様の解雇のやり方である。

これまで、特殊法人の統廃合においても、特殊法人から独立行政法人への移行においても、「一切の権利と義務の承継」が明文化され、職員の雇用と労働条件が引き継がれてきた。しかし、今回の法案は、自由法曹団の「2010年7月26日付意見書（勤労権の保障を減らし、雇用を危うくする独立行政法人能開機構の廃止法案を批判する）」にあるように、労働契約法にも整理解雇4要件にも反する、合理的理由のない国による不当解雇である。

3、特殊法人労連は、この間、2度にわたる能開機構廃止反対の団体署名の取り組み、国公労連と9月に「はたらく権利を守るシンポジウム」を開催し、自由法曹団の「意見書」への資料提供等を行ってきた。今後も法案審議に向けて、国会議員要請行動や10月29日の「能開機構廃止法案を考える院内集会」等に取り組む。

国民のための事業を国民・利用者とともに拡充するとともに、当該事業に従事する労働者の雇用を確保するために、特殊法人労連は今後も奮闘するものである。

以上

////////////////////////////////////

「秋季賃金・労働条件改善要求」を機構に提出

10月13日に、2010年度 秋季賃金・労働条件改善要求を機構側に提出しました。

2010年度 秋季賃金・労働条件改善要求

1. 「2010年度賃金・労働条件改善要求」について

機構は、春に提出した2010年度賃金・労働条件改善要求(2010年3月11日付・61原研労中1-53号)について、非常に不満足な回答を提示したが、再度、検討の上、誠意ある回答を文書にて行うこと。

2. 賃金・諸手当について

- (1) 本給は、政府、政法連等の不当な規制を排し、労組の要求に沿って自主交渉、自主決着すること。このため賃上げ等の財源確保に特段の努力をすること。人事院勧告に基づく賃金の切り下げは行わないこと。
- (2) 旧2法人の処遇の実態を明らかにするとともに、全職員の現員現給表を労組に提示すること。また、モデル賃金を明示し、それに沿って、過去の人事考課及び相対的人事評価等による長年の不利益を解消すること。特に、旧サイクル機構において不当な差別により低い賃金を強いられてきた職員に対し、標準ラインの賃金格付けにすること。
- (3) いわゆる原子力施設の運転管理業務等に従事する者に、原子炉等管理手当を新設すること。また、現行の放射線業務手当制度は、到底受け入れられないものであり、混乱の責任を明確にした上で、改善すること。
- (4) 臨時職員の賃金は経験年数に応じて増額すること。

3. 研究系職員の処遇について

研究手当制度の変更、相対的な賃金の低下、職種区分の見直しなど、統合後、著しく処遇が悪化している研究系職員の処遇のあり方について、労組と協議すること。

4. 福利厚生について

- (1) 総務省・文部科学省が強要している福利厚生費等の削減に対し、毅然たる態度で対応すること。
- (2) 健康保険組合に対し、保険料の労働者負担割合の増加を強要しないこと。
- (3) 寮・住宅の駐車場使用料の徴収は行わないこと。
- (4) 構内の食堂利用料の値上げは行わないこと。

5. 人事評価制度について

- (1) 継続雇用者の人事評価による雇用の打ち切りは行わないこと。また、評価結果について労組に提示すること。
- (2) 人事評価制度について、実施状況を検証し、改善すべき事項などについて説明し、研究開発機関にふさわしい人事評価制度となるよう、労組と誠意ある交渉を行うこと。

6. 定年延長・継続雇用制度について

- (1) 今後の定年延長、継続雇用制度のビジョンを示し、速やかに労組と誠意ある交渉を行うこと。
- (2) 継続雇用者のうち、非常勤職員の原子力健康保険組合の加入打ち切りについて見直しを行うこと。
- (3) 継続雇用者の待遇は、当該職場の士気にも係わるもので、これを改善すること。

7. 勤務時間の管理について

勤務時間の管理について、現状を明らかにするとともに、今後の勤務時間の管理について、その具体的な内容を提示し、速やかに労組と交渉を行うこと。特に、実態とかけ離れた「超勤を命令しない」としている職員等の処遇について改善案を提示すること。

8. 定員及び人材育成について

職場の実態(例えば技術的支援、安全管理、品質保証、情報セキュリティ、法令遵守等への対応)等に見合った人員増と配置ならびに人材育成を行うこと。

以上